

ドイツにおける所得税の「ゼロ税率」について

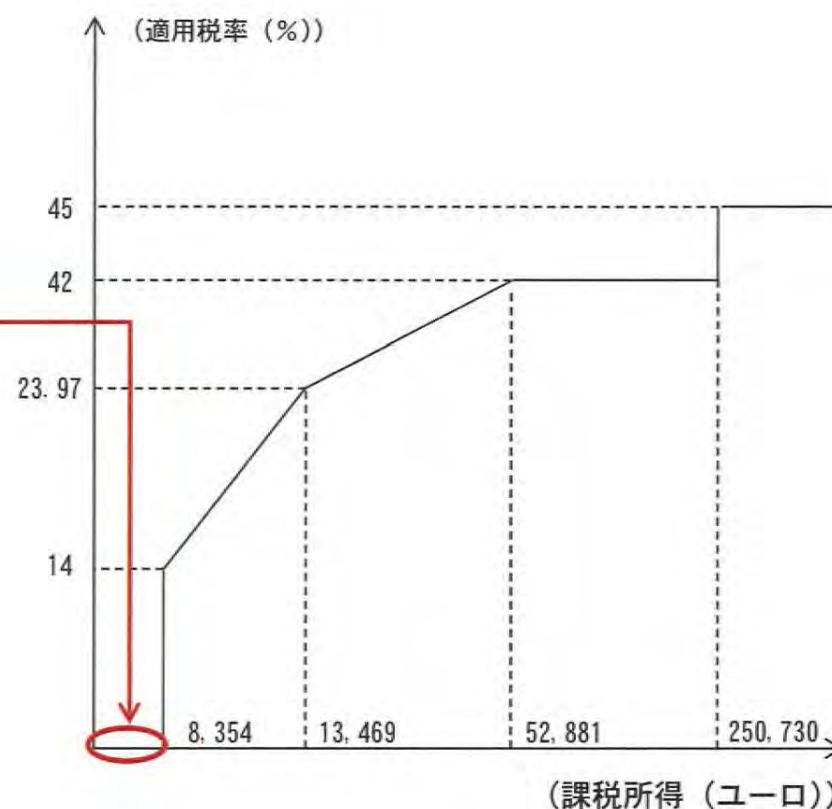
(2015年1月現在)

- ドイツでは、我が国における基礎控除に当たる制度は存在しないが、「ゼロ税率」の適用により、一定額までの所得に対しては税負担を課さない仕組みが設けられている。

(累進税率表)

課税所得		適用税率
超	以下	
0 ユーロ (0 万円)	8,354 ユーロ (121 万円)	0%
8,354 ユーロ (121 万円)	13,469 ユーロ (195 万円)	14%~23.97% (未満)
13,469 ユーロ (195 万円)	52,881 ユーロ (767 万円)	23.97%~42% (未満)
52,881 ユーロ (767 万円)	250,730 ユーロ (3,636 万円)	42%
250,730 ユーロ (3,636 万円)	~	45%

(税率構造のイメージ)



(注) 別途、連帯付加税(所得税額の5.5%)が課される。

(備考) 邦貨換算レートは1ユーロ=145円(裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

フランスにおける所得税の「ゼロ税率」について

(2015年1月現在)

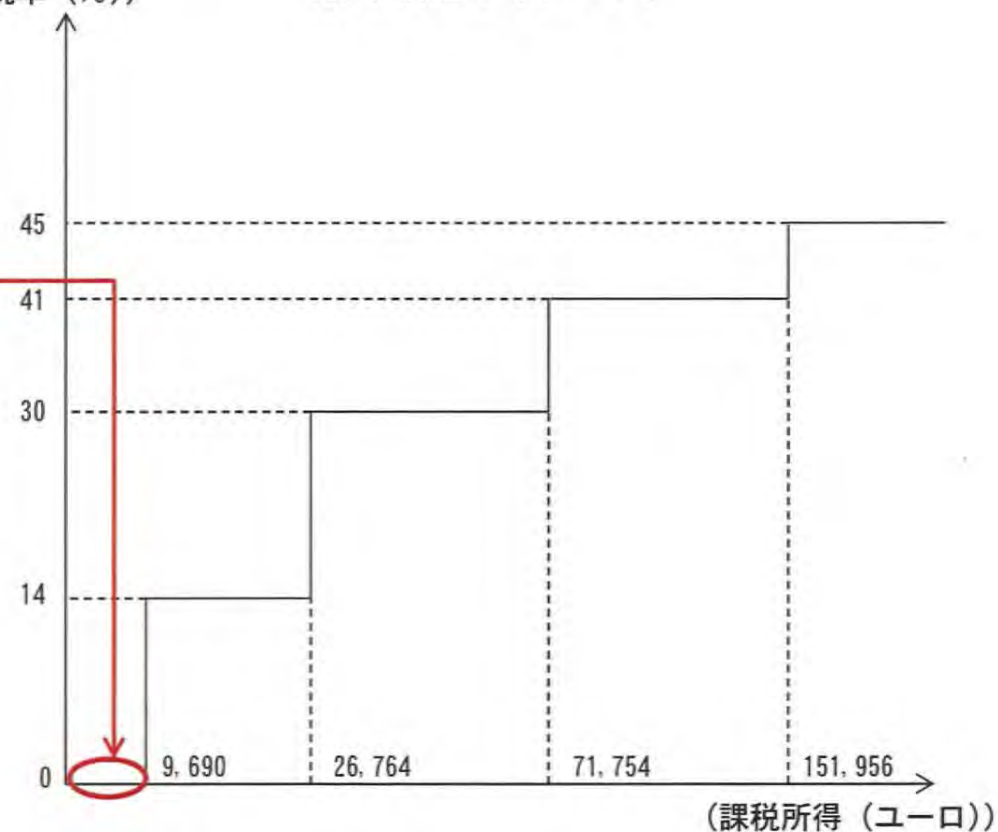
- フランスでは、我が国における基礎控除に当たる制度は存在しないが、「ゼロ税率」の適用により、一定額までの所得に対しては税負担を課さない仕組みが設けられている。

(累進税率表)

課税所得		適用税率
超	以下	
0 ユーロ (0 万円)	9,690 ユーロ (141 万円)	0%
9,690 ユーロ (141 万円)	26,764 ユーロ (388 万円)	14%
26,764 ユーロ (388 万円)	71,754 ユーロ (1,040 万円)	30%
71,754 ユーロ (1,040 万円)	151,956 ユーロ (2,203 万円)	41%
151,956 ユーロ (2,203 万円)	~	45%

(適用税率 (%))

(税率構造のイメージ)



(注) 別途、社会保障関連諸税 (課税所得の 6.7%~15.5% (収入の種類による)) が課される。

(備考) 邦貨換算レートは 1 ユーロ=145 円 (裁定外国為替相場: 平成 27 年 (2015 年) 1 月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

カナダにおける所得税の税額控除（基礎控除・配偶者控除）について

未定稿

(2015年1月現在)

- カナダでは、1987年の税制改革において、基礎控除・配偶者控除を所得控除方式から税額控除方式に移行。
- 当該改革においては、移行前後で低中所得者層の税負担が増加しないように「税額控除の対象となる所得金額」が設定され、この額に最低税率を乗じた額を税額控除することとされた。
- これにより、「税額控除の対象となる所得金額」については、最低税率分だけ税負担を軽減する効果がある。
(対象所得金額の合計が最低税率のブラケットを超えない限り、ゼロ税率と同様の効果)

(基礎控除額・配偶者控除額)

控除の種類	税額控除の対象となる所得金額 [A]	適用税率 [B]	税額控除額 [A × B]
基礎控除	11,327Cドル (117万円)	15% (最低税率)	1,699Cドル (17万円)
配偶者控除	11,327Cドル (117万円)	15% (最低税率)	1,699Cドル (17万円)

(税率構造のイメージ)



○ 税額控除方式への移行時に、低中所得者層の税負担が増加しないように「税額控除の対象となる所得金額」を設定。その後、物価等による調整を実施。

(備考) 邦貨換算レートは1Cドル=103円(裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

(参考) イギリスにおいても、夫婦者控除(1990年度に創設、1999年度をもって廃止)を所得控除方式から税額控除方式に移行(1994年度)した際、一定の金額に最低税率を乗じた額を税額控除することとされた。

アメリカにおける所得税の所得控除（人的控除）について

(2015年1月現在)

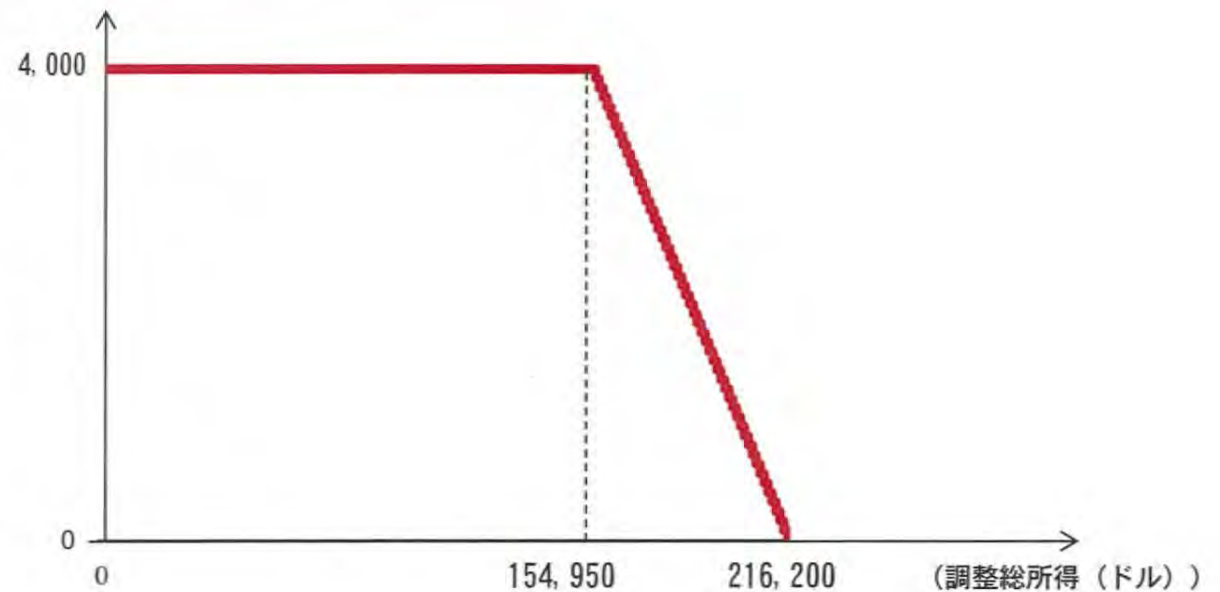
- アメリカでは、日本と同様、所得控除方式の人的控除が存在するが、所得が一定金額を超える場合、人的控除の額が逡減・消失する仕組みとなっている。
- このため、日本、ドイツ等の場合と異なり、一定水準以上の高所得者については、所得金額に対して控除等を適用することなく、直接累進税率が適用されることとなる。

(人的控除額)

人的控除	4,000ドル (46.4万円)
逡減開始	154,950ドル (1,797万円)
逡減率	所得が1,250ドル(14.5万円)増えるごとに、2% (80ドル(0.9万円))
消失	216,200ドル (2,508万円)

(人的控除のイメージ)

(人的控除額 (ドル))



(注) 表中・グラフ中の値は、夫婦個別申告の場合のもの。

(備考) 邦貨換算レートは1ドル=116円(基準外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

イギリスにおける所得税の所得控除（基礎控除）について

(2015年1月現在)

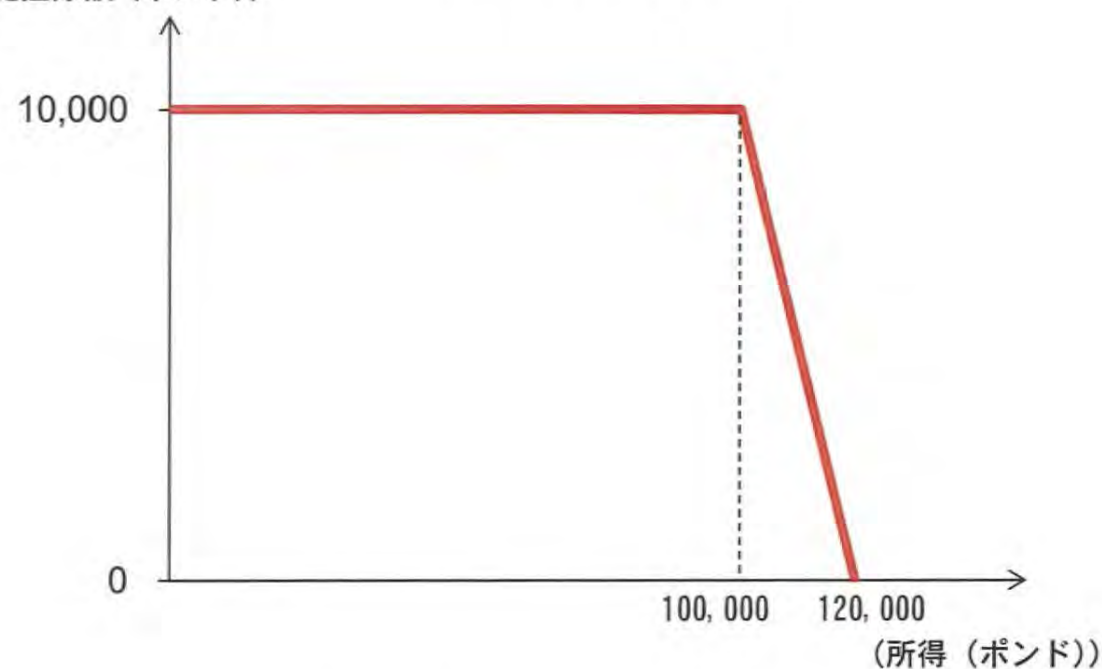
- イギリスでは、日本と同様、所得控除方式の基礎控除が存在するが、所得が一定金額を超える場合、基礎控除の額が逡減・消失する仕組みとなっている。
- このため、日本、ドイツ等の場合と異なり、一定水準以上の高所得者については、所得金額に対して控除等を適用することなく、直接累進税率が適用されることとなる。

(基礎控除額)

基礎控除	10,000 ポンド (183 万円)
逡減開始	100,000 ポンド (1,830 万円)
逡減率	所得が1 ポンド (183 円) 増えるごとに、 0.5 ポンド (92 円)
消失	120,000 ポンド (2,196 万円)

(基礎控除のイメージ)

(基礎控除額 (ポンド))



(備考) 邦貨換算レートは1ポンド=183円 (裁定外国為替相場：平成27年(2015年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

「一定金額までの所得については税負担を課さない」こととするための仕組み

	○ 所得控除 (日本)	○ ゼロ税率 (ドイツ等)	○ 税額控除 (カナダ)	(参考) 所得控除 (アメリカ・イギリス)
(概要)	<ul style="list-style-type: none"> 一定金額までの所得については、負担を求めないこととするため、所得金額から控除した上で累進税率を適用。 	<ul style="list-style-type: none"> 所得金額の全体に対して累進税率を適用。 一定金額までの所得については、負担を求めないこととするため、ゼロ税率を適用。 	<ul style="list-style-type: none"> 所得金額の全体に対して累進税率を適用。 その上で、一定の所得金額 (税率 (税負担) 軽減対象所得) に最低税率を乗じた金額を税額控除。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定金額以上の高所得者については、所得金額に控除なしで直接累進税率を適用。
(高所得者の場合)	<p style="text-align: center;">← 所得金額 →</p> <p style="text-align: center;">↓ 累進税率を適用</p> <p style="text-align: center;">← 所得控除</p>	<p style="text-align: center;">所得金額</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">ゼロ税率を適用</p> <p style="text-align: center;">← ゼロ税率対象所得</p>	<p style="text-align: center;">所得金額</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">最低税率分、負担を軽減</p> <p style="text-align: center;">← 税率 (税負担) 軽減対象所得</p>	<p style="text-align: center;">← 所得金額 →</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">軽減なし</p>
(低所得者の場合)	<p style="text-align: center;">← 所得金額 →</p> <p style="text-align: center;">↓ 累進税率を適用</p> <p style="text-align: center;">← 所得控除</p>	<p style="text-align: center;">所得金額</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">ゼロ税率を適用</p> <p style="text-align: center;">← ゼロ税率対象所得</p>	<p style="text-align: center;">所得金額</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">最低税率分、負担を軽減</p> <p style="text-align: center;">← 税率 (税負担) 軽減対象所得</p>	<p style="text-align: center;">← 所得金額 →</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">← 所得控除</p>
(効果)	<ul style="list-style-type: none"> 所得金額のうち一番高い税率が適用される部分が控除される。 控除による税負担軽減額は高所得者ほど大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 所得金額のうち最低税率が適用される部分から所得控除を行うのと同じ結果。 税負担軽減額は所得水準によらず一定。 	<ul style="list-style-type: none"> 所得金額のうち最低税率が適用される部分から所得控除を行うのと同じ結果。 税負担軽減額は所得水準によらず一定。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定金額以上の高所得者以外は、所得控除 (日本) と同じ結果。 控除による税負担軽減額は一定金額以上の高所得者には生じない。

所得税又は個人住民税の「総所得金額」や「税額」等を基準に用いている主な制度

- 所得税又は個人住民税の「総所得金額」や「税額」等は、例えば、社会保障分野や文教分野の制度において、保険料の算定等の基準として用いられており、個人所得課税のあり方を検討する際には、こうした制度への影響も考慮する必要。

制 度	基準として用いられているもの
・ 児童手当 (受給要件)	市町村民税に係る総所得金額 (所要の調整あり)
・ 国民年金保険料 (申請免除基準の判定)	市町村民税に係る総所得金額 (所要の調整あり)
・ 国民健康保険料 (保険料の算定)	市町村民税に係る総所得金額 (所要の調整あり)
・ 国民健康保険の自己負担額 (自己負担額の算定)	市町村民税に係る課税総所得金額 (所要の調整あり)
・ 職業転換給付金 (対象者の限定)	所得税額 (所要の調整あり)
・ 高等学校等就学支援金 (受給資格及び支給額加算の判定)	市町村民税額 (所得割)
・ 保育所保育料 (保育料の算定)	市町村民税額 (所得割)

税制に関連する給付措置等の国際比較

○ 税制に関連する給付措置等(いわゆる「給付付き税額控除」)については、税額から控除を行わず全額が給付措置となっているものもあるほか、子育てを含む社会保障政策や労働政策の一環として設けられているものが大宗。また、近年、イギリスやフランスでは、複数の措置が混在することによる不効率を是正するため、統合的な給付措置に移行する動きが見られる。

(2015年1月現在)

	アメリカ		イギリス		ドイツ	フランス
制度名	勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit)	児童税額控除 (Child Tax Credit)	勤労税額控除 (Working Tax Credit)	児童税額控除 (Child Tax Credit)	児童手当 (Kindergeld)	雇用のための手当 (Prime Pour l'Emploi)
制度導入年	1975年	1998年	2003年	2003年	1996年	2001年
給付の仕組み	税額から控除 (控除しきれない額を給付)		全額給付 (税額から控除せず)		全額給付 (税額から控除せず)	税額から控除 (控除しきれない額を給付)
導入の目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低所得者に対する社会保障税の負担軽減 ○ 就労・勤労意欲の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供を養育する家庭(特に中所得世帯)の負担軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低所得者に対する支援 ○ 就労・勤労意欲の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供の貧困対策として、子供を養育する低所得世帯の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低限必要な生計費の保障 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用の創出・継続の支援
対象者 (適用要件)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低所得勤労者(投資所得等が3,400ドル(39.4万円)を超える者は対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 17歳未満の子供を養育する中所得者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 16歳以上で、週16時間以上就労し、子供を養育する者 ○ 25歳以上で、週30時間以上就労している者等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則16歳未満の子供を養育する者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則18歳未満の子供又は25歳未満の学生等を養育する者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低所得勤労者(富裕税が課される者(資産から課税対象資産に係る債務を除いた額が130万ユーロ(1.9億円)超の者)については対象外)
社会保障制度等との関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童を養育する家庭や、高齢者・障害者に対する社会保障制度(公的扶助)は存在していたものの、包括的な扶助制度が存在しなかったことから、勤労を前提とした勤労所得税額控除を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>児童手当制度(全額給付)はない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の家族手当(公的扶助)を廃止し、勤労世帯税額控除(勤労税額控除の前身)を1999年に導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て支援策が複数の社会保障制度(公的扶助)にまたがっており、行政コストの増大を招いていたことから、これらを整理し、児童税額控除を2003年に導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童手当(家族金庫からの給付)について先に全額給付が行われた上で、児童控除(所得控除)の適用の方が有利となる納税者は、税額の計算において児童控除を適用するとともに、児童手当は全額返還。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積極的連帯手当(公的扶助)との併給調整規定を2009年に導入。 ○ 積極的連帯手当と雇用のための手当が併存していることが不効率であったことから、<u>両手当(積極的連帯手当の基礎的な給付部分を除く)に代えて、2016年に活動手当(給付措置)を導入予定。</u>

(参考)カナダでは、1991年の付加価値税(GST)導入時に、低中所得者世帯の付加価値税の負担軽減のため、全額給付(税額から控除せず)のGSTクレジットを導入している。
 (備考)邦貨換算レート: 1ドル=116円、1ユーロ=145円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

4. 所得税の課税単位

主要国における課税単位及び基礎控除等について

(2015年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税（実 質的な二分二乗方 式）の選択制	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税（二分二 乗方式）の選択制	世帯単位課税 （N分N乗方式） ^(注1)
（参考） 私有財産制度	夫婦別産制	州により異なる	夫婦別産制	夫婦別産制 ^(注2)	法定共通制 ^(注3)
納税者本人に係る 控除等	基礎控除 [38万円]	人的控除 ^(注4) [46万円]	基礎控除 ^(注5) [183万円]	税率不適用所得 （ゼロ税率適用所得） [121万円]	税率不適用所得 （ゼロ税率適用所得） [141万円]
夫婦各々の基礎控除 等に加え、配偶者の 存在を理由に追加的 に認められる控除等	配偶者控除 [38万円]	なし	なし (1999年度まで 夫婦者控除 ^(注6) が存在)	なし	なし

（備考） 邦貨換算レートは、1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成27年(2015年)1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

（注1） フランスでは、家族除数（N）は単身者の場合1、夫婦者の場合2、夫婦子1人の場合2.5、夫婦子2人の場合3、以下被扶養児童が1人増すごとに1を加算する。

（注2） 原則別産制。財産管理は独立に行えるが、財産全体の処分には他方の同意が必要。

（注3） フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制（夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が並存する）。

（注4） 一定額以上の所得を有する者については、所得の増加に応じて控除額が逡減する枠組み（夫婦個別申告の場合、所得が154,950ドルから1,250ドル増加するごとに控除額が2%ずつ逡減し、216,200ドルで消滅）。

（注5） 一定額以上の所得を有する者については、所得の増加に応じて控除額が逡減する枠組み（所得が100,000ポンドから1ポンド増加するごとに控除額が0.5ポンドずつ逡減し、120,000ポンドで消滅）。

（注6） 個人単位課税に移行した1990年度に所得控除として創設され（1994年度から税額控除化）、1999年度をもって廃止。

諸外国の課税単位について（未定稿）

（2015年7月現在）

個人単位課税の国	備考	世帯単位課税の国	算出方式	備考
イギリス	1972年：夫婦単位課税から、勤労所得についてのみ個人単位課税との選択制に移行 1990年：個人単位課税に移行 ^{（注1）}	フランス	世帯単位課税 （N分N乗）	1946年：世帯単位課税（非分割方式）から算出方式を変更 ^{（注2）}
イタリア	1977年：世帯単位課税から移行	個人単位課税と世帯単位課税との選択制の国	世帯単位課税を選択した場合の算出方式	備考
カナダ	1948年：所得税法制定。以後、一貫して個人単位課税	アメリカ	夫婦単位課税 （複数税率表）	1948年：個人単位課税から移行 ^{（注3）}
スウェーデン	1971年：夫婦単位課税から移行	ドイツ	夫婦単位課税 （2分2乗）	1958年：夫婦単位課税（非分割方式）から算出方式を変更 ^{（注4）}
デンマーク	1970年：夫婦単位課税から移行	ノルウェー	世帯単位課税 （非分割方式）	2006年：世帯単位課税（複数税率表）から算出方式を変更
フィンランド	1976年：夫婦単位課税から移行			
（参考）日本	1950年：世帯単位課税から移行（ただし、一部、資産所得合算等の例外あり。）			

（注1）結婚により税負担が増加すること、妻が夫に所得の詳細を開示する必要があるため妻のプライバシーが守られないこと等の問題を是正するため導入。

（注2）世帯合算非分割方式の不合理性を是正すること、戦争で多くの国民が死んだことから人口の増加を図ることを目的として導入。

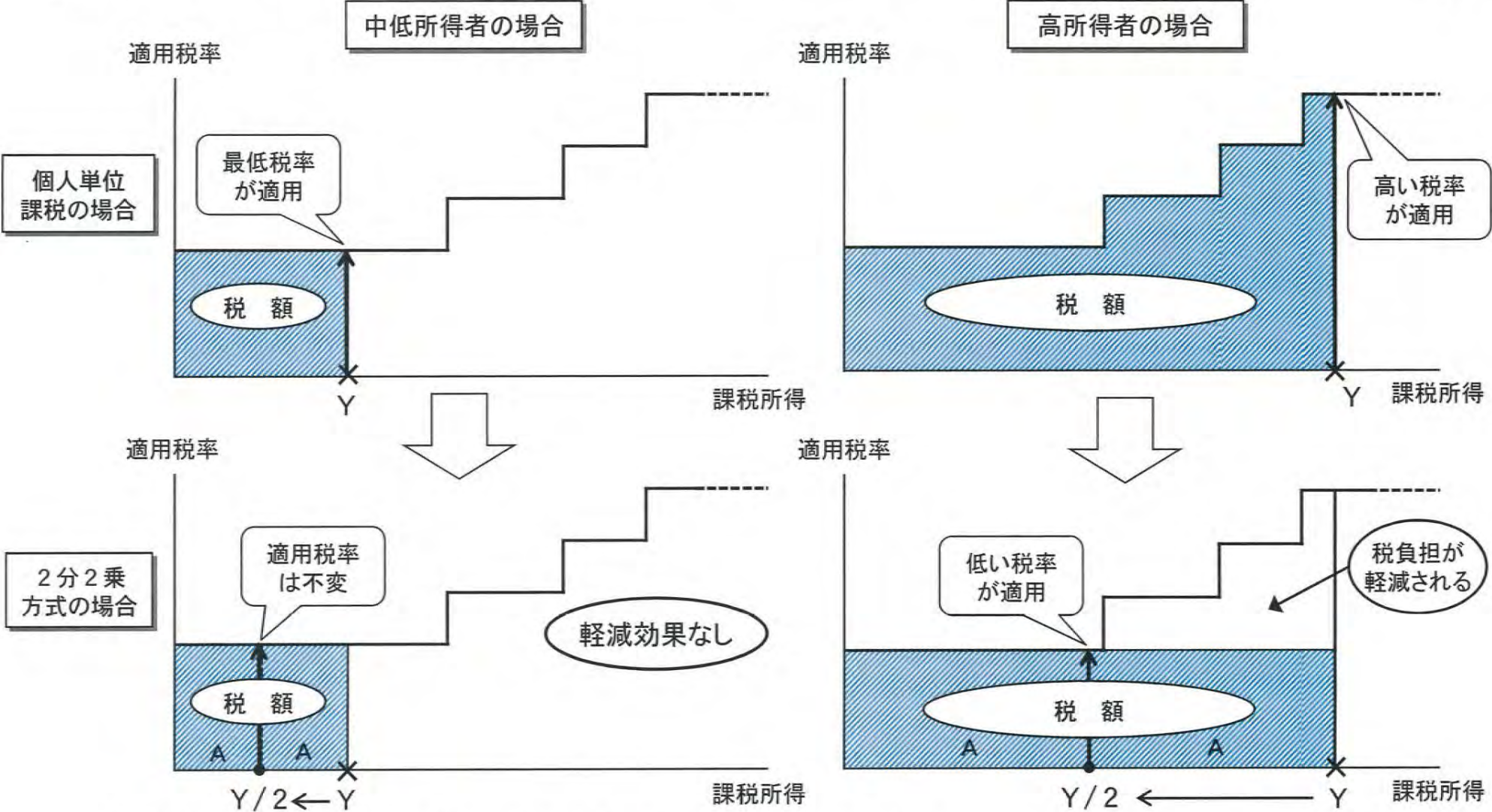
（注3）夫婦別産制の州において個人単位課税がなされる一方、夫婦共有財産制の州において二分二乗と同等の課税がなされるという、地域的不平等の是正を目的として導入。

（注4）結婚により税負担が増加する合算非分割方式について、婚姻の保護を定めた憲法に違反するとして、1957年に違憲判決が出されたため導入。

（出典）各国政府資料、OECD Taxing Wages 2015, I B F D等

所得税の税率構造と合算分割課税の効果(イメージ)

高い税率が適用される高所得者の場合には、所得が分割され、低い税率が適用されることにより税負担が軽減される。他方、もともと最低税率が適用される中低所得者の場合には、所得を分割しても適用税率は変わらないため、税負担の軽減効果がない。

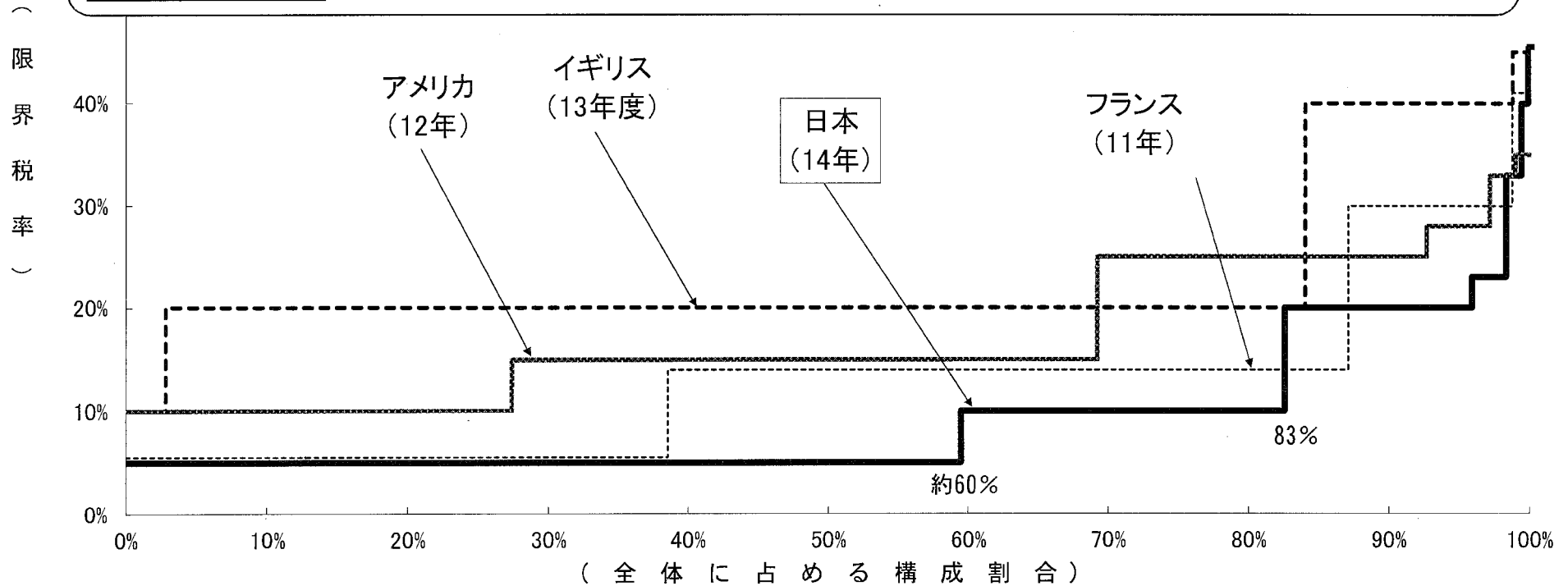


(注) 合算分割課税方式の基本的構造を示すため、所得控除、税額控除等は捨象している。

所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

(2015年1月現在)

我が国の所得税においては、最低税率(5%)が適用される納税者が約6割を占め、8割強の納税者が適用税率10%以下。

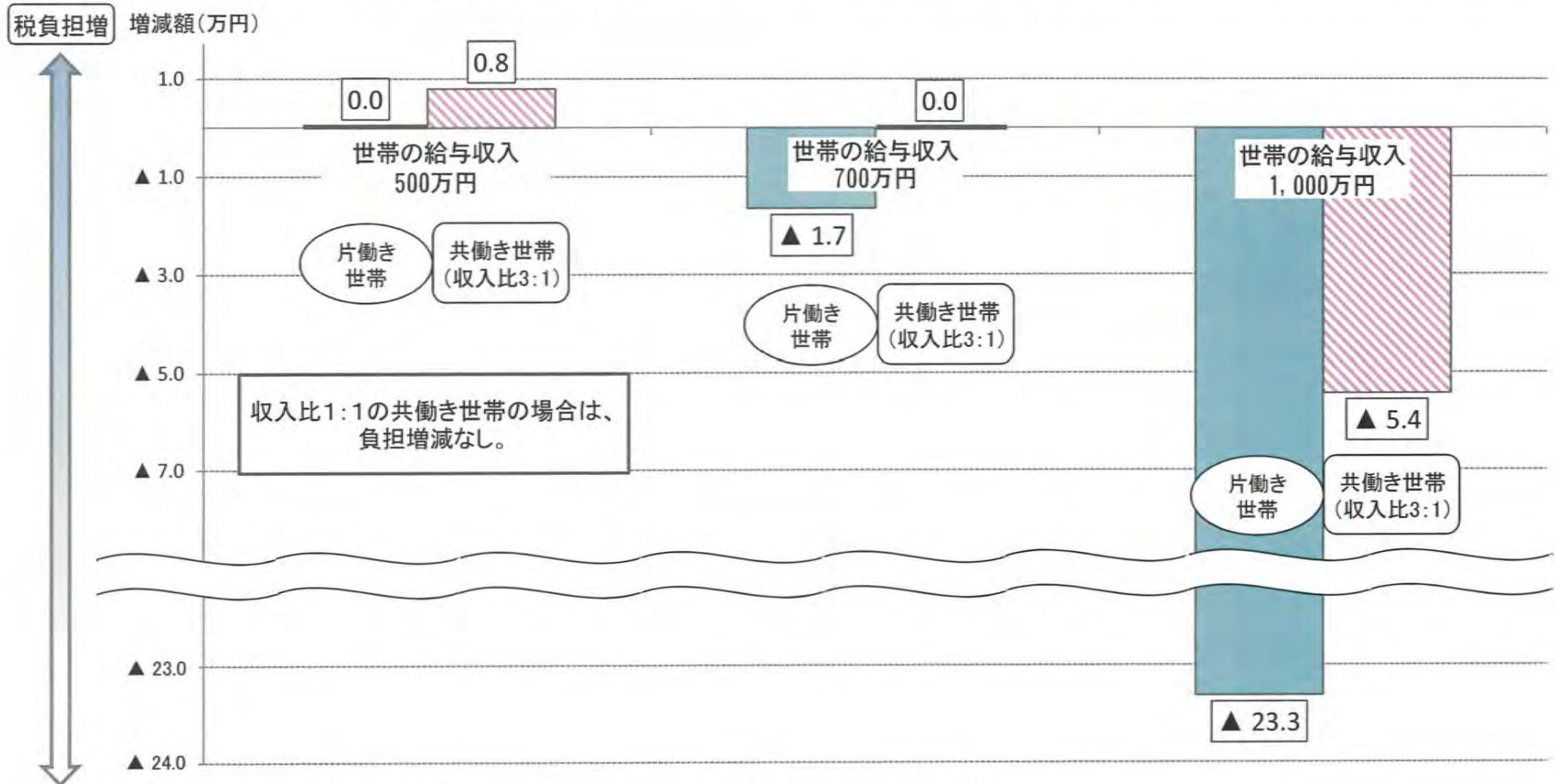


限界税率	0%超～10%以下	10%超～20%以下	20%超
日本(14年)	83%	13%	4%
アメリカ(12年)	27%	42%	31%
イギリス(13年度)	3%	81%	16%
フランス(11年)	39%	49%	13%

- (注) 1. 日本のデータは、平成26年度予算ベースの推計値に、最高税率の引上げ(平成27年分から適用)及び給与所得控除の上限の引下げ(上限220万円:平成29年分から適用)を加味。
 2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成(ただし、日本と異なり、一部分離課税に係るものが含まれる)。
 3. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制であり、フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。
 4. イギリスでは、「給与所得等がなく利子・配当所得が一定額以下の者」については、その所得が一定額以下の部分について10%の税率が適用されること、上表中の「0%超～10%以下」の枠には、便宜的に当該者の割合を記載している。
 5. ドイツは課税所得に応じて税率が連続的に変化するため、ブラケット別納税者数割合は不明。
 6. 各国の税率構造について、表中の課税期間においては、日本は6段階(5・10・20・23・33・40%)、アメリカは6段階(10・15・25・28・33・35%)、イギリスは3段階(20・40・45%)、フランスは5段階(0・5.5・14・30・41%)である。なお、2015年1月現在においては、日本は7段階(5・10・20・23・33・40・45%)、アメリカは7段階(10・15・25・28・33・35・39.6%)、フランスは5段階(0・14・30・41・45%)となっている。
 7. 端数処理の関係で、合計値が一致しないことがある。

2分2乗方式を導入した場合の現行(個人単位課税方式)との所得税負担の増減額

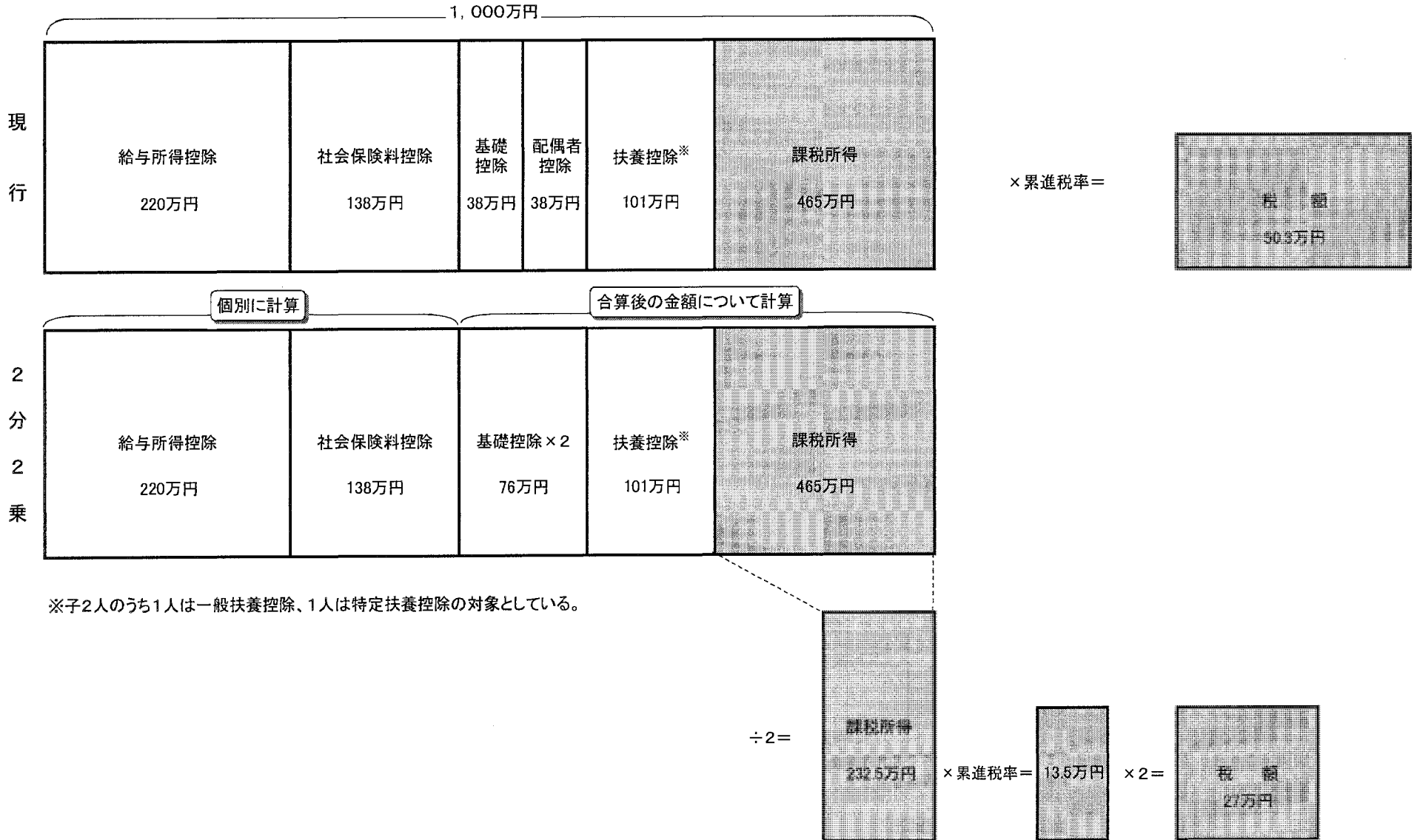
我が国の所得税において、2分2乗方式を導入した場合、高所得層の片働き世帯において大きな負担軽減となる一方、中低所得層の片働き世帯の負担軽減は限定的。パート労働者がいる共働き世帯の中低所得層においては、配偶者控除とパート労働者本人に対する基礎控除の二重適用がなくなること等により、負担増になる。



(注) 夫婦2人(子のうち1人は特定扶養親族、1人は一般扶養親族)の場合である。
共働き世帯の収入比は3:1(総務省「平成21年全国消費実態調査結果」における夫婦共働き世帯の収入比率を勘案)として計算。

(参考)

2分2乗方式の計算メカニズム (イメージ) (給与収入1,000万円、夫婦子2人 (片働き) 世帯の場合)



働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税 改革に関する論点整理（第一次レポート）（抄）

平成 26 年 11 月
政府税制調査会

（補論）いわゆる世帯単位課税

家族の構成等に応じて税負担を調整する仕組みとして、いわゆる世帯単位課税という考え方がある。

（注）世帯単位課税の仕組みとして、2分2乗方式がある。2分2乗方式とは、夫婦の所得を合算し、それを「2分」した金額について税率表を適用して算出した金額を「2倍」して税額を算出する方式。

世帯単位課税の仕組みの一つである2分2乗方式の下では、世帯の所得に応じて適用される累進税率が平均化されるため、

- ・ 「共働き世帯」に比べて「片働き世帯」が有利になること
- ・ 高額所得者に税制上大きな利益を与える結果となること
- ・ 納税者本人が高所得で高い累進税率が適用されている場合には、配偶者が就労して得る所得に対しても高い累進税率が適用され、就労時の所得税負担の増加額が大きいため、配偶者の就労に抑制的な効果が働く可能性があること

等の問題点がある。このため、6月にとりまとめた「論点整理」においても指摘したとおり、個人単位課税を基本とすべきと考えられる。

5. 働き方の選択に対して中立的な
税制の構築
(第一次レポートの概要)